

## 事例 19 兵庫県神河町 ～選挙人に応じた移動支援～

- 町の面積：202.2km<sup>2</sup>
- 町の人口：11,462人（H27年国勢調査）
- 選挙人名簿登録者数：10,219人（H28年参（選挙時登録））
- 投票所数：11箇所
- 期日前投票所数：3箇所（公共施設）
- 直近選挙の投票率：71.69%（H28参）73.22%（H26衆）
- 18、19歳の投票率：18歳：54.26%、19歳：47.65%（H28参）

### 取組に至る経緯

投票所の削減（投票区を25区から11区へ）に係る選挙人の投票環境への配慮という点から送迎措置を実施することとなった。

協議のプロセスの詳細は、後出「投票所を減らす措置にかかる協議プロセス（抜粋）」参照。

### 取組内容

投票所等への移動支援は、平成21年11月から実施しており、今回の参院選においても同様に、コミュニティバスの無料化（無料乗車券の配布）、町社会福祉協議会による送迎、町選挙管理委員会による送迎の3種類の方式によるサービスを行っている。

コミュニティバスについては、以前から町が運営していたため、その無料乗車券を配布して対応することとした。さらに歩行困難者等への投票環境整備のため、社会福祉協議会及び町選挙管理委員会による送迎を実施することとした。

なお、住民への周知は、町広報紙、投票所入場券同封チラシ、町CATVにより実施した。

#### （1）コミュニティバスの無料化（無料乗車券の配布）

- 概要：コミュニティバスの無料乗車券の配布
- 対象者：投票目的で投票所へ移動する町民
- 実施日：6月23日（木）～7月10日（日）
- 実施時間：コミュニティバス運行時間内（既存の運行時刻表のままであり、選挙用に特別に運行方法を変更していない。）
- 手続：投票所入場券の送付時に、町内巡回バスの1日無料乗車券引換券を同封。  
コミュニティバスの運行については、民間バス会社が実施。
- 負担：利用者の個人負担なし。町は、1件につき400円をバス会社へ支払う。

## (2) 町社会福祉協議会による送迎

- ・概 要：社会福祉協議会による送迎  
(利用者の乗降等を補助するため、社会福祉協議会職員 1 人が同乗)
- ・対 象 者：公共交通機関の利用が困難な町民（車椅子若しくはストレッチャーを利用されている方で、どの候補者に投票するか意思表示できる町民）
- ・実 施 日：6月23日（木）～7月8日（金）の平日のみ
- ・実施時間：8時30分～17時までの間
- ・手 続：希望者は、社会福祉協議会へ申請。
- ・負 担：利用者の個人負担なし。町が 1 件につき 500 円を社会福祉協議会へ支払う。

## (3) 町選挙管理委員会による送迎

- ・概 要：公用車による送迎  
(利用者の乗降車を補助するため、町保健師も当日同乗)
- ・対 象 者：歩行に支障のある独居高齢者、及び高齢者夫婦世帯（同一世帯内の方の送迎が不可能で、自宅から最寄りのバス停まで自力歩行が困難、かつどの候補者に投票するか意思表示できる町民）
- ・実 施 日：7月10日（日）のみ
- ・実施時間：8時30分～17時までの間
- ・手 続：希望者は地区民生委員に相談。
- ・負 担：利用者の個人負担なし。

※なお、(2) 及び (3) における対象者の確認は、いずれも対面により実施。

## 効果・実績及び今後について

利用者数は、

- ・コミュニティバス：15 名程度
- ・町社会福祉協議会による送迎：1 名
- ・町選挙管理委員会による送迎：1 名

課題は、コミュニティバスの本数が少ないこと、ほとんどの選挙人の自宅には車があり、基本的な移動手段は車のため、いずれの移動支援措置についても利用者が少ないことである。

現在実施している3つの方式を今後も続けることとし、拡充等は検討していない。

投票所数を減ずる措置にかかる協議プロセス(抜粋)

時期	内容	協議結果
平成19年6月2日	神河町行財政改革大綱(選挙関係分)について、「基本的な考え方」「改革推進の主要事項」「集中改革プラン」の概要を説明。今後前向きに検討していくこととした。	
平成19年8月17日	投票所設置の現状を説明し、今後の方向性を協議。	投票所の統合を視野にいれ、早急に検討に入る。
平成19年12月2日	投票区別人口階層表、投票所経費調書により現状を報告。	統合できるとおもわれる投票所については、統合を推進していく。(全委員)
平成20年2月8日	加東市の改革推進の例を説明。投票所の設置基準を説明。町内で最も広範囲をカバーする第25投票区をモデルとした検討資料を提示。	投票所設置の見直しにあたり、適切な基準設定が必要。次回執行の町選挙までに一定の結論を出すこととした。
平成20年3月6日	前回協議を受け、事務局から3パターンの検討材料(たたき台)を提示。	13投票区設置を軸に検討を重ねるとの方向性を確認。
平成20年6月2日	5月17日開催の「委員修正案」の提出を受け、「事務局修正案」を作成。本会議は、「委員修正案」及び「事務局修正案」をベースに、協議を行った。	神崎支庁舎に投票所を設置することとし、若干遠距離区域が発生するが止むなしとし、他の投票区においても同様の取り扱いとすることを確認した。
平成20年6月17日	今日までの選挙管理委員会協議結果を報告し、理解を求めた。 投票所: 25箇所→11箇所	一部異論あり。
平成20年7月29日	本会議は、H20.6.17区長会議において出された意見の調整を目的として開催	<b>投票環境を向上させるため、<u>ゴミバスの無料化と、弱者を選管(事務従事者)が送迎することについて、前向きに協議することとした。</u></b>
平成20年8月20日	7月29日開催の選挙管理委員会協議結果を報告し、理解を求めた。	特に異論なし。
平成20年9月2日	本件にかかる、最終決定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票区を25から11に減ずることとした。</li> <li>・平成21年11月執行予定の町長選挙から、投票区を11に変更し、以降執行される全ての選挙に適用する。</li> <li>・<b>投票環境を向上させるため、<u>ゴミバスの無料化と、弱者を選管(事務従事者)が送迎することについて、検討を重ねていくこととした。</u></b></li> <li>・越知谷地区のみ、投票所閉鎖時刻を1時間繰り上げるについて、平成21年11月執行予定の町長選挙までに検討することとした。</li> </ul>

※平成20年6月17日、8月20日は、町区長会議による会議、他は選挙管理委員会による会議。

## 第24回参議院議員通常選挙 及び 送迎措置のお知らせ

**\*投票日** 平成28年7月10日(日)  
**\*投票時間** 午前7時～午後8時

投票場所	期 間	開設時間
本庁舎	6/23(木)～7/9(土) 17日間	午前8時30分～午後8時
神崎支庁舎	7/2(土)～7/9(土) 8日間	
センター長谷	7/6(水)～7/9(土) 4日間	午前8時30分～午後5時

期日前投票をされる際に、投票所入場券の裏面に印刷しております『期日前投票宣誓書』欄にあらかじめご記入いただければ、受付が早く済みます。

記入の方法については、右側の例を参考にしてください。

※投票日当日に投票される際は、記入の必要はありません。

このスペースには  
期日前投票宣誓書  
記入例を貼り付けて  
しています

### ■ コミバス1日バスポート引換券を交付します ■

投票目的で神河町コミュニティバスを利用される場合に使用できる、「1日バスポート引換券(裏面に印刷)」を交付します。1日乗り放題となりますので、どうぞ有効にご利用ください。

\* 6月23日(木)～7月10日(日)の間に、町内区間で使用できます。

\* 投票(期日前投票含む)目的が、使用の必須条件です。

\* 一人につき複数枚の使用はできません。

- \* 引換券の使用方法
- 裏面に3枚印刷していますので、1枚ずつ切り離して利用します。
  - 引換券に、乗車日、使用者氏名を記入して乗車します。
  - 乗り継ぎや途中下車時に、バス乗務員に引換券を提示して「1日バスポート」と引換えて下車します。
  - その日の最終下車時にバス乗務員に提出します。

### 参議選 コミバス1日バスポート引換券

乗車日 平成28年 月 日

使用者氏名

\*乗車当日に限り、有効です。  
\*乗継ぎ・途中下車時に、乗務員に提出下さい。

(発行者)神河町長

【有効期間】  
6月23日(木)～7月10日(日)

### 参議選 コミバス1日バスポート引換券

乗車日 平成28年 月 日

使用者氏名

\*乗車当日に限り、有効です。  
\*乗継ぎ・途中下車時に、乗務員に提出下さい。

(発行者)神河町長

【有効期間】  
6月23日(木)～7月10日(日)

### 参議選 コミバス1日バスポート引換券

乗車日 平成28年 月 日

使用者氏名

\*乗車当日に限り、有効です。  
\*乗継ぎ・途中下車時に、乗務員に提出下さい。

(発行者)神河町長

【有効期間】  
6月23日(木)～7月10日(日)

### ■ 交通手段の全くない方に限り、投票所へ送迎します ■

\* 対象者・送迎の方法・申し込み方法について

	歩行に支障のある独居高齢者、及び高齢者夫婦世帯	公共交通機関の利用が困難な方
対象者	① 同一世帯内の方(同居含む)の送迎が不可能である方 ② 自宅から最寄のバス停まで自力歩行が困難な方 ③ どの候補者に投票するか意思表示できる方 * 全ての要件に該当すること	① 車椅子若しくはストレッチャーを利用されている方 ② どの候補者に投票するか意思表示できる方 * 全ての要件に該当すること
送迎	期間：7月10日(日)のみ 時間：8:30～17:00 送迎：投票所へ	期間：6月23日(木)～7月8日(金)平日のみ 時間：8:30～17:00 送迎：期日前投票所へ
申込方法	希望される方は、地区民生委員さんにご相談下さい。地区民生委員さんから町選挙管理委員会へ報告いただきます。(町選管 34-0001)	希望される方は、直接、町社会福祉協議会へ連絡して下さい。(町社協 32-2303)

\* 送迎日時、時間等の調整について

送迎の申し込みを受けた後、町選挙管理委員会・町社会福祉協議会で時間等を調整し、申込者に時間等を連絡します。

\* 事故が発生した場合の対応について

送迎は慎重を期して行いますが、万一不測の事故が発生した場合は、町及び町社会福祉協議会が加入する保険の範囲内で対応させていただくことをご了承下さい。

【お問い合わせ先】  
神河町選挙管理委員会(役場総務課内)  
TEL 34-0001 FAX 34-0691